
平成22年 第3回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成22年9月28日(火曜日)

議事日程(第5号)

平成22年9月28日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 報告第6号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第3 報告第7号 平成21年度決算における健全化判断比率について
- 日程第4 報告第8号 平成21年度決算における資金不足比率について
- 日程第5 報告第9号 平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第6 認定第1号 平成21年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 平成21年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第8 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第61号 由布市過疎地域自立促進計画について
- 日程第11 議案第62号 由布市名誉市民条例の制定について
- 日程第12 議案第63号 由布市水防協議会条例の一部改正について
- 日程第13 議案第64号 由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第65号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について
- 日程第15 議案第66号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第67号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第17 議案第68号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第69号 市道路線の認定(灰塚線)について
- 日程第19 議案第70号 平成22年度由布市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第71号 平成22年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第72号 平成22年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第73号 平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第74号 平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第24 議案第75号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第76号 平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第77号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第78号 平成22年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第79号 由布市消防手数料条例の一部改正について

追加日程

- 日程第1 発議第12号 大分県立美術館の由布市への誘致に関する決議
- 日程第2 発議第13号 子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期予防接種・無料化を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 報告第6号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第3 報告第7号 平成21年度決算における健全化判断比率について
- 日程第4 報告第8号 平成21年度決算における資金不足比率について
- 日程第5 報告第9号 平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第6 認定第1号 平成21年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 平成21年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第8 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第61号 由布市過疎地域自立促進計画について
- 日程第11 議案第62号 由布市名誉市民条例の制定について
- 日程第12 議案第63号 由布市水防協議会条例の一部改正について
- 日程第13 議案第64号 由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第65号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について
- 日程第15 議案第66号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第67号 由布市火災予防条例の一部改正について

- 日程第17 議案第68号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第69号 市道路線の認定（灰塚線）について
- 日程第19 議案第70号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第71号 平成22年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第72号 平成22年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第73号 平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第74号 平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第75号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第76号 平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第77号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第78号 平成22年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第79号 由布市消防手数料条例の一部改正について

追加日程

- 日程第1 発議第12号 大分県立美術館の由布市への誘致に関する決議
- 日程第2 発議第13号 子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期予防接種・無料化を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（21名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 鷺野 弘一君 | 2番 廣末 英徳君 |
| 3番 甲斐 裕一君 | 4番 長谷川建策君 |
| 5番 二ノ宮健治君 | 6番 小林華弥子君 |
| 7番 高橋 義孝君 | 8番 新井 一徳君 |
| 9番 佐藤 郁夫君 | 10番 佐藤 友信君 |
| 11番 溝口 泰章君 | 12番 西郡 均君 |
| 13番 太田 正美君 | 14番 佐藤 正君 |
| 15番 田中真理子君 | 16番 利光 直人君 |
| 17番 久保 博義君 | 19番 工藤 安雄君 |
| 20番 生野 征平君 | 21番 佐藤 人已君 |
| 22番 淵野けさ子君 | |
-

○議長（**瀧野けさ子君**） 皆さん、おはようございます。今定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には、連日の御審議また現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。小野二三人議員から、病気療養のため欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

○議長（**瀧野けさ子君**） それでは、日程第1、請願・陳情についてを議題といたします。

本定例会において付託いたしました請願4件、陳情4件及び前期定例会にて継続審査の陳情1件につき、各委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） おはようございます。総務常任委員長の高橋義孝です。ただいまから、当委員会に付託されました陳情の審査について報告をさせていただきます。

本委員会に付託の陳情3件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則136条第1項の規定により報告をいたします。

日時、場所、出席者については記載のとおりです。

審査結果、受理番号5番、受理年月日、平成22年8月9日、件名、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書。内容を十部に精査することから、継続審査を求める意見があり、継続審査することについて諮ったところ、全員異議なく継続審査すべきものと決定をいたしました。

続きまして、受理番号7、受理年月日、平成22年9月14日、件名、湯布院地域における市所有車両でのユーバス試験運行等を求める陳情。あわせて、受理番号8、受理年月日、平成22年9月14日、件名、ジャンボタクシーを路線バス型から予約制乗り合い型にかえる試験運行を求める陳情です。この2件については、陳情者も同じでありますし、関連がありますので、あわせて報告をさせていただきたいと思えます。

コミュニティバス（ユーバス）運行事業は、平成17年11月に導入方針を策定し、平成18年度に市民アンケート調査、由布市地域交通計画の策定を経て、その後平成18年度及び平成19年度に実証実験を行い、平成19年12月3日より本運行が開始されたものです。

委員会において、陳情提出者である谷千鶴氏に説明を求めました。谷氏より、これまでの取り組みの経緯や陳情趣旨について、縷々説明がなされました。また、担当課にも、これまでの経緯、

ユーバスの運行状況及び今後の予定について説明を求めました。

委員会の審査では、まずは、現在の地域ごとの利用形態をしっかりと把握することが先である。これまでの実績や市民交通に関する協議会での議論を尊重し、運行形態等を検討することが望ましい。また、他市の取り組み状況等を把握するため、継続して審査を行ってはどうか等の意見がなされました。

その後、各委員の意見を整理した結果、陳情者の思い、心情は察するところではありますが、これまでも担当課や協議会において議論が行われ、利用者の意見を反映しつつ運行形態の見直しを行い実施していること。また、本年度由布市地域公共交通総合連携計画の策定が予定され、運行形態のあり方等を総合的に検討する予定であることから、拙速に対応を進める前に、総合的な交通政策の総括や、地域ごとの利用実態把握に基づく、丁寧な議論と対応が必要であるとの結論に至りました。

よって、慎重審査の結果、賛成少数で不採択すべきものと決定をいたしました。今後、市当局においては、真の市民協働によるよりよいコミュニティバスとなるよう、さらなる取り組みを求める次第であります。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査報告を終わらせていただきます。何とぞ御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） おはようございます。教育民生常任委員長の佐藤郁夫です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本委員会に付託の請願・陳情審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定によりを報告いたします。

日時は、22年9月22日、水曜、10時から。場所は、湯布院庁舎2階会議室で、出席者は委員会全員でございます。書記として、議会事務局の江藤次長で行いました。

それでは、審査結果を申し上げます。

請願受理番号15、受理年月日、平成22年8月30日、件名、子どもたちの命を守るためヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン・水痘ワクチン・おたふくワクチンの定期予防接種無料化を国に求める請願でございます。

委員会としては、本請願のワクチン接種は感染症の予防に大きく貢献してきました。しかしながら、これらのワクチン接種はいずれも任意予防接種であり、有料であることから、子育て世代への負担も大きく、他の先進国と比較して日本は接種率が低い現状であります。尊い子どもの命を守り、感染防止のためには、早期ワクチン接種が必要です。保護者の負担軽減を図り、接種率の向上を図るためにも、ワクチンの定期予防接種無料化の実現が期待されることから、本請願を

採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情受理番号6、受理年月日、22年8月30日で、この件につきましては、今読みました請願の15と同趣旨でございます。したがって、委員会の意見として、請願受理番号15が採択すべきものと決定したことにより、本陳情をみなし採択とすべきものと決定いたしました。結果として、採択すべきものと決定。

続きまして、継続審査分、受理番号3、受理年月日、22年5月28日、件名、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情でございます。

委員会の意見といたしましては、子ども手当は本年6月より支給されています。教育の経済的負担軽減や景気対策になるという考え方の一方で、その莫大な財源確保の問題や、扶養控除、配偶者控除等廃止による負担増の問題など、マイナス面も多く指摘されております。また、国の今後の動向もはっきりしないことから、委員からは「推移を見守りたい」との意見が多く、引き続き継続審査と決定いたしました。

以上で、我が委員会にかかる請願・陳情でございます。どうぞ、御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） おはようございます。産業建設常任委員会委員長の太田正美です。

本委員会に付託の請願3件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条の第1項の規定により報告いたします。

記、日時は記載のとおりであります。

場所は、挾間庁舎4階第1委員会室で行いました。

出席者は、委員全員であります。

お手元にあるように、24日の金曜日5時まで、小野二三人議員も一緒に議案審議をされまして、25日に突然発病ということで、1日も早い御回復をお祈りしたいと思います。

審査結果、請願受理番号8、受理年月日、平成22年8月24日、件名、庄内町刈六区尾足地区農道の市道編入にかかわる請願。委員会の意見、本請願は、庄内町尾足地区農道の市道編入を求める請願です。9月17日に現地調査を行い、請願者より請願に至る経緯等を伺いました。この農道は、地元にとって、地域に密着した欠かせない生活道路となっており、幅員等の要件も十分満たしているものと判断いたしました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

受理番号9、受理年月日、平成22年8月30日、件名、ナシ農家の晩霜被害等について。委員会の意見、本請願は、晩霜の影響によるナシの収穫被害が発生し、販売面において非常に厳し

い状況が想定されるため、指導や援助等を求めるものであります。借入金返済猶予や、その間の利子補給、鳥獣害に対する助成、そして果樹専門職員の配置については、既存の制度があるので、これらを利用して援助を受けることはできますが、農薬や肥料等の防除支援制度については、今後も異常気象等の影響が考えられることから、果樹に限らず、制度創設の必要性があると認められます。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

次に、受理番号11、平成22年9月6日、件名、市道認定に関する請願について。委員会の意見、本請願は、湯布院町川上2931番地4地先から川上2958番地5地先間の里道の市道認定を求めるものです。9月17日に現地調査を行い、請願者より請願に至る経緯等を伺いました。

この里道は、周辺住民の生活道路として欠かせない一方、観光車両等の迂回路としての利用で、通行量が近年増加し、歩行者に危険が及んでいること。それに伴い維持管理等の負担も増加しているが、周辺住民の高齢化により、地元対応だけでは困難となってきていること。また、緊急車両進入は極めて困難な状況です。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上、3件について報告を終わります。どうぞ賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号8、庄内町渕六区尾足地区農道の市道編入に係る請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 委員長にお尋ねします。意見の中で、幅員等の要件もということで、「要件も」という書き方をされていますが、市道認定基準なるものがあるのかどうか、その辺を明らかにしてほしいと思います。

いま一つは、道路にある側溝なんかは、市道にした場合含まれていろいろするんですけども、埋設物、水道管とか、あるいは下水管とか、そういうのについては確認なんかしてるんでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 産業常任建設委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） お答えいたします。第1点目の市道認定の基準はございます。

第2点の埋設物等の確認ですが、現地に行きましたところ、そういう物の予測はできませんで

したので、確認はいたしておりません。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これより討論なしと認めます。

これより請願受理番号8を採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号8は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号9、ナシ農家の晩霜被害等についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号9を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号9は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号10、子どもたちの命を守るためヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン・水痘ワクチン・おたふくワクチンの定期予防接種無料化を国に求める請願を議題として質疑を行います。なお、陳情受理番号6についても、本請願と同一趣旨でありますので、ここで一括審議といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 異議なしと認めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号10を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号10は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号11、市道認定に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号11を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号11は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号5については継続審査です。

次に、陳情受理番号6については、同趣旨の請願受理番号10が採択とされていますので、採択されたものとみなしています。

次に、陳情受理番号7、湯布院地域における市所有車両でのユーバス試験運行等を求める陳情を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。1番、**鷺野弘一君**。

○委員（1番 **鷺野 弘一君**） 1番、**鷺野弘一**です。これは、不採択となっておりますけれども、タクシー会社においては、私はいつも思っているんですけれども、由布市は、由布市で計画立てておるんですけれども、タクシー会社においては、もう完璧なる市の計画どおりの運行が行われております。

また、バス会社等においては、自社の運行形態によりまして、やはり由布市が計画したことがやっぱりできないというふうなことを、ただいま行っております。谷さんは、やっぱりそういう

ところをやっぱ突いて、これは陳情されてると思うんですけども、そういう面をやっぱり考えられて不採択されているのかと。もう少しやはり、由布市民のためにやはりこういうふうな意見が出ている以上、もう少し違う答えが出てよかったんじゃないかというふうに思っております。

(発言する者あり) いや、そういうふうに思っております。

それで私は、これにおいて、やっぱり市の計画に対して穴を開けるような現在の事業だというふうに思っておりますけれども、その辺はやっぱり討議をされたのかお聞かせ願いたいんですけども。

○議長(瀧野けさ子君) 総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長(高橋 義孝君) お答えをいたします。

委員長報告の中でも御説明いたしましたけれども、現在の総合政策課の取り組みについて、縷々説明を受けました。その中において、十分な検討を重ね、よりよいコミュニティバスにしていこうということの報告を受けておりますし、各委員からもこれまでの実績に伴う要望、意見などが、委員会の中で出されたところであります。

○議長(瀧野けさ子君) 1番、鷲野弘一君。

○委員(1番 鷲野 弘一君) これはもう、現在約3年間の運行実績を持ってありますが、現在でも、やはりその計画が本当にこれでいいのかというふうに、私もそういうふうに思っておりますけれども、この中で試験運行というふうな意見が出てたんですけども、そういうふうなことも、もう全部を変えるんじゃなくて、そういうふうに試験的運行をしろというふうな意見も出てますけれども、そういうところも討議されたのか、もう1度お聞かせください。

○議長(瀧野けさ子君) 総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長(高橋 義孝君) お答えをいたします。

当然、願意について純粋に、当委員会では審査を行いました。で、今すぐ、その試験運行を実施しなさいだとか、来年度からすぐ実施しなさいということは、やはりその予算措置を伴うものでありますので、執行権の中にそこまで踏み込んでいいものかどうかという意見もありました。ただし、現在、先ほども報告しましたが、交通政策の総括や利用実態の把握に鋭意努めていただいと。それを次年度からの計画にしっかり反映をさせていただければというふうなことで、委員会では審査したところであります。

以上です。

○議長(瀧野けさ子君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(瀧野けさ子君) これから討論を行います。討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 委員会が不採択とすべきとありますんで、採択すべきという立

場から先に討論をしたいと思います。

陳情者の時期的な設定というのは、陳情者の思惑であって、私はそれはそれで採択に当たって注文をつけて、時期的なものは問わないというふうにすべきだったというふうに思います。とりわけ、今、同僚議員が指摘したように、実際の運行状況はどうなのか。あるいは、近隣の他市、特に豊後大野では実際に所有してやっているとことらしいので、そういう実態を調査して検討する必要があるというふうに思います。陳情者の文面の一部をとらえて不採択にするというんじゃないくて、やっぱ願意そのものは今の不正常ちゅうか、人数の少ないバスの運行については、やっぱどうかすべきじゃないかという率直な思いでありますので、そこ辺はくみ取って、せめて趣旨採択ぐらいはすべきだったというふうに私は思います。ということで、採択すべきということでの意見といたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより陳情受理番号7を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、陳情原案について採決します。陳情受理番号7を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立4名〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 起立少数です。よって、陳情受理番号7は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号8、ジャンボタクシーを路線バス型から予約制乗り合い型に変える試験運行を求める陳情を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） これも委員会は不採択すべきものと決定してるんで、採択すべきということで討論をしたいと思います。

この間の路線の運行状況ちゅうんですか、乗り合い状況を見てみたら、極端に少ないところ、三、四路線あるんですけども、廃止したところ、いろいろ工夫されているところもあるんですけど、現実に、まだなお乗客の少ないところが2つほど見られます。そういうところについては、こういう予約制乗り合い型という手法を取り入れてやることも必要じゃないかというふうに思います。

時期的なものについては、彼女は性急にこれを求めてましたけども、そういうものはやっぱり若干猶予して、でやっぱりきちっと検討すべきだというふうに思いますんで、当然採択して、こ

の検討してもらいたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより陳情受理番号8を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、陳情原案について採決します。陳情受理番号8を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立4名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立少数です。よって、陳情受理番号8は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号3については、引き続き継続審査です。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 継続審査について、委員長にお尋ねいたします。基本的には様子を見るという御意見のようですが、本来は地方議会の意見を反映して、その様子の中に、これはいい、廃すべきなのか、継続すべきなのかというのを表明すべきなのが当然の地方議会の役割だと思うんです。そこ辺の議論はきちっとしたのかどうか、それでなおかつ継続審査にしたのかお伺いしたいと思います。（「質疑ができるんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（**渕野けさ子君**） 継続の場合は（発言する者あり）はい。（発言する者あり）

○議長（**渕野けさ子君**） それでは、日程第2、報告第6号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告についてから、日程第28、議案第79号由布市消防手数料条例の一部改正についてまでの27件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、各委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） 総務常任委員会委員長の高橋義孝です。

ただいまから本委員会に付託されました報告4件、認定1件、諮問1件及び議案7件の審査について報告をさせていただきます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

日時、場所、出席者、担当課については、記載のとおりです。

審査結果、報告第6号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について。本報告は、由布市みらいふるさと基金条例第8条の規定に基づき、同基金条例の運用状況について議

会へ報告するとともに、公表するものです。

平成21年度分6件、212万円の寄附金を基金に積み立て、平成20年度分138万5,000円、利子積立額503円と合わせて、基金合計350万5,503円であるとの説明がなされました。なお、平成21年度における基金処分はないとのことでした。

慎重審査の結果、全員異議なく了承すべきものと決定をいたしました。

続きまして、報告第7号平成21年度決算における健全化判断比率について。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成21年度決算における健全化判断比率4指数について、監査委員の意見を付し、議会へ報告するとともに公表するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく了承すべきものと決定いたしました。

続きまして、報告第8号平成21年度決算における資金不足比率について。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成21年度の公営企業決算における資金不足比率について、監査委員の意見を付し、議会へ報告するとともに、公表するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく了承すべきものと決定いたしました。

続きまして、報告第9号平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について。本報告は、平成19年度から3カ年事業で実施していた給食センター建設事業が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき継続費精算報告書を調製し、議会へ報告するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく了承すべきものと決定をいたしました。

続きまして、認定第1号平成21年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

平成21年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について。普通会計における主な財政指標については、財政力指数では、前年度対比0.006ポイント高く0.509ポイントで、前年度より改善されている。また、経常収支比率の前年度対比は1.5ポイント高く、94.6%で後退。実質交際費比率については、前年度対比1.2ポイント低く11.0%で、前年度より改善されているが、普通交付税の合併算定替え期間が終了する平成28年度以降から上昇する見込みである。

今後の財政運営に当たっては、引き続き行財政改革に取り組み、経常経費を抑制していきながら、当該指標の推移を踏まえて適切に対応していく必要があるとの説明がなされました。景気の低迷や政権交代による税源配分の改革等、国の地方財政対策の行方が不透明である中、今後も住民に一番身近な地方自治体が担う責任は大きく、自主、自立した行財政運営が求められていくも

のと思われます。

委員より、行財政改革については、第1次行財政改革大綱及び実施計画の総括を行った上で第2次計画を策定し、行財政改革の視点を見誤らないよう、着実に改革を推し進めるよう要望がなされています。

また、公有財産については、おおむね適切な管理、運営がなされているとのことですが、委員より、公有財産の取得、管理及び処分を適切に行うことは当然のことではあるが、それとともに積極的に行政財産及び普通財産の有効活用を図る必要があり、公共施設の適正配置等を含め、公有財産の有効活用についての基本的考えを構築することが必要であるとの意見がなされ、今後の対応策について説明を求めたところ、今後のあり方については検討を行い、公有財産の有効活用については積極的に取り組んでいきたいとの答弁がなされました。

そのほか、当委員会の関係部分について、各課より詳細な説明がなされ、これらの説明に対しては、各委員より、縷々質疑や意見がなされました。

委員長報告で触れなかった委員会審査の指摘事項につきましても十分留意し、今後の市政運営に反映されることを要望いたします。

慎重審査の結果、一部、課のあり方について賛意を示すに至らないとの意思表示がなされ、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続きまして、諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成22年12月31日をもって満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、大島喜久枝氏の再任の推薦について議会の意見を求めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく適任と答申すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第60号固定資産評価審査委員会委員の選任について。固定資産評価審査委員会委員の任期が、平成22年11月17日に満了となるため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、後藤胖治氏の再選任の同意を求めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり同意すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第61号由布市過疎地域自立促進計画について。本案は、過疎地域自立促進特別措置法の改正により、6年間の期限延長がなされ、引き続き合併前の旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなすこととされたことに伴い、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、庄内地域の生産機能及び生活環境の整備等、過疎地域の自立促進のための諸施策を実施するために、由布市過疎地域自立促進計画を策定するものです。

担当課より、計画策定に当たっては、幅広く市民意見を反映させ、地域全体を網羅した計画であるとの説明がなされました。なお、委員からは、事業実施に当たっては、本計画と総合計画との整合性に十分留意するよう意見がなされています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第62号由布市名誉市民条例の制定について。本案は、由布市にゆかりのある広く社会文化の興隆に功績があった者に対し、その功績をたたえ、もって市民の社会文化興隆に資することを目的とした条例の制定であり、その手続や処遇について定めるものです。

慎重審査の結果、時期尚早であり、賛意を示すに至らないとの意思表示がなされ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第63号由布市水防協議会条例の一部改正について。水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、由布市水防協議会条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第67号由布市火災予防条例の一部改正について。住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、由布市火災予防条例の一部を改正するものであり、住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備等を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知器設備を設置したときを追加することに関し、条例の整備を行うものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第70号平成22年度由布市一般会計補正予算（第4号）についてです。平成22年度一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出の総額について、18億2,095万2,000円を追加し、177億2,412万4,000円とするものです。

当委員会に関係する主な部分は、第2表地方債補正の追加分で、旧合併特例事業債として、地域振興基金積立金15億4,370万円、公共土木施設災害復旧事業債として190万円の2件を追加補正し、合計で15億4,560万円。また、地方債補正の変更分で、旧合併特例事業債として、由布院小学校改築事業について2,370万円を増額補正し、補正後の限度額は3億7,620万円となり、変更後の地方債補正の総額を32億3,600万円とするものです。

次に歳入では、11款1項1目地方交付税で、平成22年度普通交付税の確定に伴い補正するものであり、平成21年度分の基準財政需用額の錯誤による1億8,462万1,000円を含んだ2億7,492万1,000円の増額補正。また、19款1項1目繰入金では、基金繰入金として1億6,790万5,000円の減額補正を行い、財政調整基金へ繰り戻し、これにより財政調整基金の総額は10億3,109万3,000円となるとの説明がなされました。

次に歳出では、2款1項10目諸費で、大分県の竹林再生事業補助金を利用し、おおいた森林組合が実施主体となり、由布市が共催し、庄内総合運動公園へ記念植樹を行うものとして、合併5周年記念事業45万円の新規補正、13款2項1目基金費で、合併特例事業債を財源とし地域

振興基金へ積み立てるものとして、地域振興基金16億2,500万円の増額補正、これにより、平成19年度に積み立てた3億円と合わせて、基金分の起債額は19億2,500万円となり、起債率100%となるとの説明がなされました。

そのほか、当委員会の関係部分について各課より詳細な説明が行われ、これらの説明に対しては、各委員より、縷々質疑や意見がなされました。委員会でなされた意見については、誠意ある対応を求めます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第79号由布市消防手数料条例の一部改正について。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、由布市消防手数料条例の一部を改正するものであり、特定屋外タンク貯蔵所（容量1,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所）及び準特定屋外タンク貯蔵所（容量500キロリットル以上、1,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所）の設置許可等に係る審査事務の効率化が図られたこと等により、審査事務の実費に変動が生じていることが判明したことから、当該タンクの設置許可等に係る手数料の標準額を引き下げるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お疲れでございます。教育民生常任委員長の佐藤郁夫です。当委員会に係ります審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

日時につきましては、9月16日から22日まで、場所は湯布院庁舎2階と現地調査を行いました。出席者は委員全員と議長がオブザーバーとして参加していただきました。担当課は福祉対策課、子育て支援課、小松寮、保険課、健康増進課、教育総務課、学校教育課、中高一貫教育推進課、生涯学習課、スポーツ振興課、中央公民館、給食センターでございます。書記として、議会事務局の江藤次長にお願いしました。

それでは報告をいたします。事件番号、認定第1号、件名、平成21年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成21年度決算において、本委員会に係る特徴的な歳出として、3款では社会福祉総務費が、福祉センター建設に係る用地整備や各庁舎、公民館のバリアフリー工事などにより、前年度比3,456万3,000円の増となっております。なお、括弧の中につきましては、御一読お願い

します。

障害者福祉費が、自立支援事業対象者の増加による前年度比5,101万4,000円の増となっています。

児童福祉総務費では、経済危機対策臨時交付金事業により、基金の積み立て、子育て支援臨時対策を行っています。

生活保護費では、医療扶助費の伸びに伴う前年度比8,827万3,000円の増となっています。

4款で、保健衛生総務費では、女性特有のがん検診の推進事業として、クーポン券を発行しました。母子保健費では、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減のため、経済危機対策臨時交付金事業で1,800万円の基金を創設しています。

予防費では、平成21年5月に由布市新型インフルエンザ対策本部を立ち上げ、予防としてのマスクや備品の購入、ワクチン接種等の予算措置をしました。

10款で、事務局費では、経済危機対策臨時交付金事業で、学校ICT普及事業に伴う工事やデジタルテレビやパソコンなど、備品購入を行っています。

幼稚園費では、由布川幼稚園建設工事を行いました。

学校給食費では、給食センター本体工事、外溝工事などを行っています。

体育施設費では、経済危機対策交付金で、挟間中洲賀グラウンドテニスコートを人工芝に張りかえました。

国民健康保険特別会計は、形式収支で2億1,202万6,000円となっており、新規事業として高額医療・高額介護合算療養費の申請受付、出産育児一時金等の医療機関への直接支払業務、レセプトの紙から画像への原本化などが実施されました。

老人保健特別会計は、後期高齢者医療制度への移行に伴う清算事務のみを行っています。

介護保険特別会計では、前年度比で歳入が6%、歳出が7%伸びています。高齢化率や要介護認定、要介護度は年々上がってきており、これに伴う介護給付費の伸びに伴い、今後も厳しい財政運営が続くとの説明がありました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入歳出とも前年度比4%増となっているが、歳入増の主なものは、保険料、繰入金を増です。歳出増の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増であります。

委員会審査の過程で、保険料や保育料などの未納者対策についての意見が多く出されました。公平・公正な行政執行のためにも、悪質な未納者に対する対応が肝心であり、今後の収納対策の強化が求められます。また、国、県の補助金がなくなってしまう事業についての事業継続などが委員から要望として出されました。

審査の結果、全員一致で認定すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、議案第64号、件名、由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部改正についてでございます。

本案については、助成対象年齢を60歳以上から65歳以上へと引き上げる内容となっており、多くの意見が出されました。主な賛成意見として①高齢者施策なのだから65歳以上でよいのではないか。②県内他市は、ほとんど70歳以上であり、60歳から助成しているところはない。③行革プランでは見直しの方向性である。④保険適用の事業者がふえてきている。

反対意見としては、①現在の福祉施策の後退ではないか。②一挙に5歳も引き上げれば、現在助成を受けている65歳以下の人が受けられなくなるから、段階的に引き上げるべきである。③施術事業者の収入減となり、経営を圧迫するのではないか。④65歳以下は回数を減らすなどの方法で、対象者として救済できないかなどの意見が出されました。

審査の中では、現在の利用者が不利益を被らないように措置することが必要との意見も多く出されています。

執行部から、今後は65歳以下については、高齢者施策としてではなく、健康保持、介護予防という視点で何らかの施策をしていく代替案を検討するとの考えが示されました。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第65号、件名、由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正についてであります。本案については、西石松地区集会所を新たに条例に加えるものであります。委員からは、湯布院町の地域性として理解しているが、もう少し早い段階での条例化提案が望ましいとの意見も出されました。

審査の結果、全員一致で可決すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、議案第66号、件名、由布市民運動条例の一部改正についてでございます。本案は、並柳運動場を市民運動場条例から削除するものです。委員会として現地調査を行いました。雑草が生い茂り、運動場としての機能を果たすことはできない状態であり、長い間利用実績もありません。また、地元地権者との協議は既に整っているとの説明を受けています。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号議案第70号、件名、平成22年度由布市一般会計補正予算（第4号）でございます。本委員会に係る主な歳出としては、3款で介護保険事務費は、小規模多機能型居宅介護事業所2カ所の建設費補助金と、施設開設準備経費助成事業補助金は、上記事業所の開設準備経費の補助金です。

児童運営費は、児童クラブの人員増による委託料増額補正と、児童クラブの空調施設とAED購入のための増額補正です。

小松寮事務費は、施設老朽化に伴う修繕と、消防法に基づく施設整備工事です。

4 款で、保健衛生総務費は、臨時職員の賃金と過年度清算の返納金です。

10 款教育総務費事務局費では、大分県教職員人事管理システムのLAN配線工事及びパソコンの購入などです。

幼稚園費では、支援を要する園児の入園による特別支援教諭の臨時職員の賃金です。

社会福祉総務費では、2カ所の自治公民館の改修が増額補正されています。

保健体育総務費では、全国小学校柔道大会への出場補助金と、体育施設の修繕が補正計上されています。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、議案第71号、件名、平成22年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出にそれぞれ1億1,070万3,000円を追加し、予算の総額を41億5,033万6,000円と定めるものです。

今回の補正は、21年度決算の実質収支において、繰越金が2億1,200万円余り出たことに伴う補正であるとの説明がありました。歳入では、繰入金の減額と繰越金の増額となっています。歳出では、国民健康保険基金の積み立てと、一般会計への繰出金が増額となっています。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、議案第72号、件名、平成22年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ743万9,000円を追加し、予算の総額を1,105万7,000円と定めるものです。

決算に伴う社会保険診療報酬支払い基金に対する償還金、国、県に対する返納金及び一般会計の繰出金です。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、議案第73号、件名、平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ4,028万9,000円を追加し、予算の総額を33億7,704万9,000円と定めるものです。

歳入の主な補正は、6月の本算定による介護保険料の減額と、それに伴う繰入金の増額です。

歳出の主な補正は、特定入所者予防サービス費の不足分に係る増額35万円と、介護給付費準備基金の増額2,939万9,000円です。また、国、県への過年度返納金と一般会計への繰出金を計上しています。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、議案第74号、件名、平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ282万3,000円を追加し、予算の総額

を3億7,966万7,000円と定めるものです。

歳入は、平成21年度決算に伴う繰越金、広域連合より受け入れられた過年度保険料還付金収納対策事業に対する広域連合からの必要経費の受け入れなどの増額です。

歳出の主なものは、今年度下半期に行う収納対策事業、平成21年度還付未済に伴う過年度保険料還付金及び一般会計への繰出金等となっています。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、議案第77号、件名、平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）でございます。補正の内容は、施設の老朽化に伴う修繕費です。主なものは、ジャクジーのろ過装置、自家発電装置のラジエーターなどです。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に賜った議案等でございます。どうぞ、皆さんの御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（**瀧野けさ子君**） ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（**瀧野けさ子君**） 再開いたします。

ただいま教育民生委員長から、訂正の届け出がありましたので許可いたしました。教育民生委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 済みません。今、報告した中で、議案第70号平成22年度由布市一般会計補正予算（第4号）の中で、下から1、2、3、4、5行目でございます。「社会福祉総務費では」と言うところを、正しくは「社会教育総務費」が正しいものでございますので、どうぞ訂正していただきますようよろしくお願いいたします。いいですかね。

○議長（**瀧野けさ子君**） 続きまして、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） 大変済みません。お手元の総務委員会の審査報告書をごらんください。

まず、5ページ、由布市名誉市民条例の制定について、脱字があります。慎重審査の結果、その次に「一部時期尚早であり」という、一部意見ですので「一部」を挿入してください。

大変申しわけありません。御訂正方、よろしくお願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 引き続き、産業建設常任委員会委員長の太田です。当委員会の付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定によ

り報告いたします。

審査状況は、下記のとおりでありますので省略いたします。

審査結果、事件番号、認定第1号、件名、平成21年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。経過及び理由、まず一般会計。総枠については、総務委員長が申し上げましたので省略いたします。

当委員会に係る主な歳入は、衛生手数料ではごみ収集袋の売却手数料、衛生費国庫補助金では小型合併処理浄化槽設置補助金、労働費補助金ではふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、土木費負担金では挟間7件の開発に伴う生活環境整備事業分担金、土木使用料では住宅家賃収入及び浄化槽使用料の現年度分と滞納繰越分、土木費国庫補助金では道整備交付金3路線と、地域活力基盤創造交付金1路線、市営住宅への火災報知器設置と高架水槽改修のための地域住宅交付金、土木債では県道改良事業負担金及び市道8路線、農林水産業費県補助金では中山間地域等直接支払推進事業補助金、集落営農組織育成・強化緊急対策事業補助金等々です。

次に主な歳出は、環境衛生総務費では小型合併処理浄化槽設置補助金、じんかい処理費ではごみ収集処理業務委託料、商工費では挟間・庄内・湯布院各商工会への補助金、プレミアム商品券補助金、中小企業者利子補給補助金、観光費では由布川峡谷・男池改修に伴う設計監理委託料及び工事費、ふるさと雇用で湯平・塚原両観光協会に1名ずつ雇用しての観光情報発信業務委託料、各観光協会及び祭り事業への補助金、都市計画総務費では都市計画図修正業務委託料、挟間2地区の雨水対策事業に係る工事費、都市景対策費では景観協議会への補助金、公園費では緊急雇用対策事業としての市内40カ所の公園施設台帳整備業務委託料、下水道費では公共下水道事業特別会計への繰出金、土木総務費では緊急雇用対策事業としての庄内地域法定外公共物デジタル管理業務委託料及び用地取得までの事務システム作成業務委託料、道路橋梁費では道路・橋梁の補修、改良、防除等工事費、住宅管理費では市営住宅火災報知器・高架水槽改修工事費、農業振興費では63組織に対する中山間地域等直接支払交付金、集落営農組織育成対策事業補助金、農地費では22年度から始まった中山間地域総合整備事業の実施計画書作成業務委託料、29地区に対する農地・水環境保全向上対策負担金、県営長宝2期工区の事業費11%負担の県営農免農道整備事業負担金、畜産業費では平成22年度まで償還完済予定の久住飯田南部地区広域農業開発事業補助金等々です。

次に、簡易水道事業会計。平成21年度由布市簡易水道事業特別会計の歳入総額は2億7,517万7,258円、歳出総額は2億6,308万7,311円、差し引き総額1,208万9,947円です。

歳入は、水道加入負担金、水道使用料、一般会計繰入金、市債等が主なものです。

歳出では、総務管理費では事業計画策定委託料、水質検査委託料、柿原地区バイパス配水管新設工事費、維持管理費では漏水工事修繕費、公債費では借入金の償還等が主なものです。

水道事業計画策定に伴う水道事業基本計画（案）及びビジョン（案）の進捗状況は、現在、水道運営協議会で説明し協議を行っている段階ですが、簡易水道の計画的な、1字削除していただきたんですが、「統廃合」とありますが「統合」や更新、また布設管、施設の老朽化に伴い多額の改修費用を要するため、緊急度を考えた実施計画を策定する予定であると報告を受けました。

次に、公共下水道事業特別会計。平成21年度由布市公共下水道事業特別会計の歳入総額は1,167万2,775円、歳出総額は1,165万2,056円、差し引き総額2万719円です。

歳入は、一般会計からの繰入金が主なものです。

歳出は、償還金の元金及び利子等々が主なものです。

次に、農業集落排水事業特別会計。平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計の歳入総額は1億2,108万4,251円、歳出総額は1億1,815万5,096円。差し引き総額292万9,155円です。

歳入は、施設使用料が主なものとなっています。

歳出は、今まで水道課と共用していた水道システムを分離するための改修業務委託料、東長宝地区不明水の管路調査業務委託料及び流入量調査業務委託料、来鉢、三船、東長宝3地区の施設維持管理委託料が主なものです。

以上、4会計について、慎重審査の結果、全員一致で原案認定すべきものと決定しました。

次に、事件番号、認定第2号、件名、平成21年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。経過及び理由、収益的収入及び支出は、水道事業収益4億7,302万3,808円、水道事業費用4億6,427万8,148円となっており、874万5,660円の純利益が生じております。

水道事業費用について、浄水場汚泥処理業務等委託料、老朽化した施設及び送水管等の修繕費、水道施設の動力費、減価償却費等が主なものです。

未処分利益剰余金6,294万9,132円のうち、800万円を減債積立金へ積み立て、5,494万9,132円を翌年度繰越利益剰余金としております。

続いて、資本的収入及び支出は、資本的収入4,667万円、資本的支出2億1,131万9,950円となっており、1億6,464万9,950円の不足額が生じております。主なものは、県道龍原挾間線改良に伴う配水管移設等工事費、湯布院上水道紫外線処理設備実施設計等委託料、川北水源地隣接山林の用地購入費、企業債償還金等です。

不足額は、減債積立金2,000万円、過年度損益勘定留保資金1億4,348万7,769円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額116万2,181円で補てんしています。

審査において、赤字体質脱却に向けた方策、有収率の改善方策、収益的支出における人件費の対前年度比減少額の発生と、議案第78号の赤字補正との関連性、不納欠損の対前年度比増加額発生理由、預金利息の対前年度比減少額の発生に伴う定期預金の取り壊し状況等の説明を受けました。

慎重審査の結果、原案認定すべきものと決定しました。

次に、事件番号、議案第68号、件名、由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について。経過及び理由、本議案は、由布市陣屋の村自然活用施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものであります。9月22日の委員会で豊後木材市場の方に出席していただき、話を伺いました。再開するに当たって、施設の保守管理等の再投資は豊後木材市場が行い、市の負担はないということを確認しました。また、宿泊棟と、最も心配される温泉のメンテナンス等の投資も負担すべきものは負担するという返事もいただきました。

経営的にはかなり厳しいことになると思いますが、「売り上げや利益よりも、地域の皆さんに喜ばれる施設」になるよう努めていただきたい旨をお伝えしまして、慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第69号市道路線の認定について。経過及び理由、本議案は、平成22年第1回定例会に提出された請願が採択されたことを受けての市道認定です。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

事件番号、議案第70号、件名、平成22年度由布市一般会計補正予算（第4号）。経過及び理由、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億2,095万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ177億2,412万4,000円と定めるものです。

当委員会に係る主な歳入は、災害復旧費国庫補助金では、道路1件、河川1件の土木災害復旧費補助金、農業委員会補助金では、農地法の改正に伴うシステムのバージョンアップ費用補助金、労働費県補助金では、各事業に充てる緊急雇用創出事業臨時特例交付金、商工費補助金では、ゆふいん源流太鼓運搬車購入に伴う県補助金等々です。

主な歳出は、農業委員会費では、農地基本台帳システム更新業務委託料、農地費では、長宝2期工区の県事業負担11%分である県営農免農道整備事業負担金、観光費では、ゆふいん源流太鼓運搬車購入補助金、大分空港から湯布院までの高速バス増便に伴う高速バス湯布院空港線増便負担金、道路新設改良費では、湯坪並柳線と向原別府線の排水路測量設計委託料、住宅管理費では、住宅整備計画策定に伴う公営住宅施設管理台帳整備業務委託料等々です。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、事件番号、議案第75号、件名、平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。経過及び理由、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,201万円を追加し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,666万2,000円と定めるものです。

歳入は、21年度からの繰越金が主なものです。

歳出は、積立金、修繕費が主なものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、事件番号、議案第76号、件名、平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。経過及び理由、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,187万1,000円と定めるものです。

今回決定した繰越金の2分の1を積立金として積み立て、残り2分の1については諸経費の補正をするものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、事件番号、議案第78号、件名、平成22年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）。経過及び理由、収益的収入に20万4,000円、収益的支出に821万2,000円、資本的支出に2,112万8,000円をそれぞれ補正するものです。

収益的収入については、人事異動に伴う子ども手当繰入金が主なものです。

収益的支出については、原水及び浄水費、川北水系第一接合井残留塩素濃度計の修繕費、その他人事異動に伴う人件費等が主なものです。

資本的支出については、乙丸・川北浄水場紫外線処理施設整備事業監理委託料、北方配水管布設がえ工事費、並柳配水池増設用地購入費等が主なものです。

委員会としては、簡易水道と上水道における職員の適正配置の検討をすること。配水池増設用地購入は、配水池増設の必要性は理解できるが、将来の給水区域の拡大、見直しが必要であり、十分な検討を行うこと。水道事業の運営が大変厳しい状況であり、補助事業等による財源確保の検討をすること等の意見を付し、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査結果を報告いたします。どうぞ、御賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（**刈野けさ子君**） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを、再度お願いしておきます。

まず、日程第2、報告第6号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告についてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**刈野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第3、報告第7号平成21年度決算における健全化判断比率についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第4、報告第8号平成21年度決算における資金不足比率についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより報告第8号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第5、報告第9号平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより報告第9号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第6、認定第1号平成21年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 教育民生委員長にお尋ねいたします。

麻生政権の末期に、それまで緊縮財政で予算を萎めていたものを、急遽多額の赤字国債を発行して経済対策を行いました。一般質問の中でも、それによって学校に配られたIT機器の有効活用、あれは私も触れましたけれども、地域との触れ合い事業の連携で不具合が生じるなどのことがありました。

そういうことについて、委員会で現地調査も含めていろいろ検討されたと思いますけども、どういうふうに総括されたのか、この経済危機対策についての、委員会のまとめたものがありましたらお伺いしたいんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えをいたします。

今、議員言われたような、国がした対策部分でございまして、当委員会ではそこまで踏み込んでおりません。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 産建の委員長にお尋ねいたします。

塵芥処理のごみ収集業務について、質疑の中で若干ふれました。合併して5年もなるのにもかかわらず、湯布院地域だけ、環境衛生組合とは別にごみ収集業務を別にやっています。そういうことについて、委員会としてきちっと総括とか、よく議論をしたのかどうか、その辺を教えてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） お答えいたします。

当委員会では、その点についても、民営化の方向で統合する必要があるんじゃないかというような議論もされておりますが、結論的にはまだ出ておりません。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 教育民生委員長にお伺いします。

報告の最後のほうになりますけれども、国県補助金がなくなってしまう事業についての事業継続が委員から要望として出されたということでございますけれども、この内容について教えていただきたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えいたします。

1つは、この委員会の中でも報告をしております、女性特有の検診事業の中で、無料クーポン券が、これまで国、県の補助で21年度までございました。これを、やっぱり、22年度は今市の単独という形で補助をしているそうです。

それと、地域包括支援センターの500万円の部分、今、案ではひとところに、湯布院地域の部分ではありますが、一括して管理をしていくというだけでございますけれども、やはり庄内、挾間を含めて、地域のやはり重要な部分でございますので、各250万円ずつ、今また22年度も補助して、事業実施をしていると、そういう事業でございます。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） ということは、その、国県の補助金なしでも、市単独で事業継続するべきだという意味でしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） すべてではございませんが、やはりその、皆さんが引き続きやっぱりそういう事業で、まだまだ事業が完成度ができてない部分につきましては、やはりきちっとした対応をやっぱり一定程度皆さんにそういうことが行き渡って、事業実施ができる部分になるまでは、やはり市が負担なりして、住民の軽減もやっぱり少なくしていくと。そういう方向がよろしかろうかと、そういう意見がございました。

○議長（**渕野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） では、その財源捻出についても議論なさったと思うんですけども、そのあたり、最後に教えてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

財源につきましては、執行権、議員御案内のとおりでございますし、我々の、やはりその立ち入る範囲でございませぬが、要望としては、そういうふうにぜひ予算をつけていただきたい、そ

ういう内容の議論はいたしました。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 認定1号について、反対の討論をいたします。

1つは、先ほど言いました、国の施策といえども、こういうのにすぐ迎合するということが非常に私心配なんです。それまでは、これ以上借金をさせまいと言っていたにもかかわらず、麻生内閣が突如として緊急経済対策として多額の赤字国債を発行して、全国にばらまき、結局ばらまいてもらったほうはいいんですけども、その目的たるや、内部留保を抱えながら、多少下火になったIT産業を支えるためのばらまきだったということが明らかなんですけども。そういうことについて、一定のその、一般質問で、2人もおたくの委員会の委員がここでやったわけですからね。だから、そういうことを具体的に委員会として見解をまとめる等の作業が必要であったのではないかと私は考えます。まず1点がそこです。

2つ目は、同和関係法がなくなって、もう既に何年になりますかね、かなりなります。にもかかわらず、由布市には人権・同和対策課なるものが存在して、そこに2人の高給職員、高給取りの職員を配置して、やっていることは何もないと。一番ひどいのは、住宅新築資金の貸し付け2億円焦げつきながら、何ら手を打ってないと。前任者に言わせると、これは不納欠損にしたい何ちゅうことを、平気でここでしゃべりよったんですけど、そんないい加減な職員を配置して、ちんたらちんたら、その同和対策をいまだにやるなんちゅうことは、もってのほかですよ。で、もっとはっきりしたのは、今回初めて聞いてびっくりしたんですけども、住宅管理委託料とかいって、金を払って、何か住宅に住まわせているみたいなんです。何か、ひどいなあって思ったんですけども、もう来年度の新しい予算からは同和に関する名称の予算は一切もう使わないという断固たる措置を望みたいというふうに思います。

3番目は、ぜひ委員会で議論してほしいと思うんですけども、湯布院町に残してるごみ処理です。民間委託ちゅうけど、民間委託だから問題にしてるんです。検証の仕方がないんですね、しょうが。監査委員もこれについて中身を、去年私意見で出したんですけども、触れてないようであります。そういう点で言えば、環境衛生組合で、何か大分が抜けたらやるみたいに言っているけど、大分はもう既に抜けてるんですよ。大分自体でも、委託——民間委託に出してるんですから、ごみ収集業務をやってるのはこの由布市だけなんです。そういう点で言えば、由布市の中に湯布院町だけ、民間委託してるなんちゅうのがあるちゅうこと自体が、ちょっと異常なんで、

早急に、やっぱり統一して、民間委託なんちゅうのはもってのほかですよ。先ほど委員長が、何かちよろっと言いましたけども。

基本的には、合併前に合併協の会長であった吉村、逮捕された人が、いずれは環境衛生組合も民間委託するんだから、これを残しておこうちゅうことで、策動したやつが、そのまま今日に至ってるわけですから、そういう二重行政を改めて、きちっと一つにする必要があるというふうに考えます。

最後に、予備費の充用であります。かつて予備費は、議会で認めたんだから何に使ってもいいじゃないかちゅう総務部長もいましたけども、千円単位で予算を議会が議決するんですから、予備費の充用といえども緊急やむを得ないと。これこれこういう事情でやりますよということを、やっぱり関係委員会や関係運営協議会等に知らせるということをきちっとやってほしい。決算書を見て、初めてびっくりするようなことじゃ困ります。とりわけその理由について緊急やむを得ない理由がわかるんならともかく、発生によるとか、わけわからん理由を書いてね、こんな、今までこれでよかったからいいじゃろうなんちゅうやり方は早急に改めて、市民の理解と納得が得られるような、そういう決算を目指していただきたいと思って反対討論といたします。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。19番、**工藤安雄君**。

○議員（**19番 工藤 安雄君**） 賛成の立場で討論いたします。認定1号平成21年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、認定すべきものとして賛成の討論をさせていただきます。

決算の認定に当たって最も重要なことは、予算の決議と趣旨と目的に沿って適正に、そして効率的に執行されたかどうか。また、それによってどのように行政効果が発揮できたか。考え方や政策は確実に反映されたかだと思います。

それには由布市基本構想計画、実施計画等にうたわれていることの実現であると考えます。平成21年度におきましては、リーマンショックに端を発した不況の影響等で景気の低迷が続き、市税の公金等の減少が大きく、前年度に比べ、当初の予算規模は微増ではありましたが、国の緊急経済対策等による予算の補正に伴い、由布市においても緊急対策補正予算を組むなど、積極型への転換を図り、決算では一般会計で歳入168億6,400万円、歳出162億6,300万円余り、特別会計で、歳入84億100万円、歳出81億1,100万円余りと、歳入で4.5%、歳出で5.6%と増加しております。

公債費比率9.0%、起債制限比率7.4%と、いずれの数値も低下しており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の指標についても基準を下回っておりますし、また、一般会計及び特別会計すべての会計において黒字決算であります。その財源は、翌年度に

繰り越されていることも確認されております。これも住民福祉の向上を図る中で、財政の健全化を目指す実施事業の選択、各種基金の活用など、多岐にわたる財源の確保の努力のもと、各事業が展開されたものと私は考えます。

今後についても、厳しい財政運営を強いられる中で、多くの市民の要望にこたえるため、努力と工夫により適正な予算執行をされるとともに、合併の特例期間を活用した財政の体力強化を図り、堅実な行財政運営に努力されることをお願いして、平成21年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定における賛成討論といたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論ありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 認定第1号について反対の立場で討論をいたします。決算認定の重要性は、今賛成討論の中で言われたとおりだと思います。決算認定を、我々由布市議会が9月議会に行っている一番の目的は、来年度の予算編成に生かすためであります。

そういう意味で、平成21年度の決算がどういう内容のものであったかということ振り返ってみますと、平成21年というのは合併して4年目の年でありました。市長も、我々議会も、1期目の最終年度でありました。そういう意味では、財政難を理由に合併してできた由布市の財政状況が4年目にしてどのように改善されたのかということを経る予算組みがどのように執行されたかという決算であります。

そのことの決算を諮るときに、先ほど同僚議員も折しも言っておりましたけれども、折しも国の対策で、経済危機対策などの臨時交付金が莫大な金額でつぎ込まれて、非常に合併当初から緊縮財政で、財政の立て直しを図ろうとしていることがなかなか見えにくくなってきたのではないかと思います。

臨時交付金が投入されたことに対して、どのように事業を遂行していくかということは、これは予算審議のときも散々いろんな意見が出ましたけれども、果たして本当に計画的に事業執行がされたのかどうか。そしてまた先に、賛成討論の中でもありましたけれども、計画の効果、あるいは事業の効果、あるいはどのぐらい効率性が図られたのかということが、今回の決算では全く見えなくなっております。

こういうことを安易に認定することは、来年度予算の編成に対して私は非常に問題があると思いますので、ここはあえて警鐘を鳴らす意味でも、きちんとした事業評価ができ、それから今後予算を立てるときにはどのぐらい計画性があるのかということきちんと認定できるような予算組みをしてもらいたいと思い、今回の決算は認定すべきではないというふうに思います。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。本案に対する各委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立18名〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第7、認定第2号平成21年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 昨年の決算では赤字ということで、水道料の値上げ云々を報告、あるいは監査意見の中で述べられておりました。

今回、そういうことについては、どういうふうな議論がされたのか伺いたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） お答えいたします。水道事業会計の決算書の資料の中に、まず監査意見からあります水道料の見直し等が今後考えられるのではないかとということとあわせて議論がされました。それで、合併当時、特に主な原因として有収率が当時83%程度ありました。ところが、21年度は74.8%まで落ちております。この辺が多いに漏水が原因とされるのではないかと思います。特に湯布院地域においては71.0%と、22年度になると、この70を切るのではないかとというような予測も心配されますので、有収率の向上を、数値目標を持って取り組む必要があるのではないかと。なお、この補正予算にもありましたように、配水池の用地交渉等の件についても、この辺と絡めて議論をされました。

それと委員長報告にもありますが、湯布院地域においては、一部給水区域外となっております。そういうところの見直し等もあわせてすることによって、利用者の拡大を図る中で利益率の向上を図りたいという意見がありました。

なお、この統合された報告書では、前年度赤字となっておりますが、合併以後、ずっと湯布院町水の水道については黒字であります。合併することによって、統合されたために赤字決算になってるということでありました。

以上、報告終わります。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 今の委員長の報告を伺ってますと、湯布院と挾間で、別々にそれぞれ収支が出しているということでもいいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8、諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題としての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより諮問第6号を採決します。本案に対する委員長報告は適任と答申です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり適任と答申することに決定しました。

次に、日程第9、議案第60号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は同意です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり同意すべきものと決

定しました。

次に、日程第10、議案第61号由布市過疎地域自立促進計画についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第62号由布市名誉市民条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 議案62号由布市名誉市民条例の制定について、反対の討論いたします。

まず、基準が定まってない。参考までに旧町の名誉町民、こういう方ですというのを出示してもらいましたが、湯布院は、ある程度なるほどと思うんですけど、挟間の5,000万円くれたからやるとかね、庄内町のだれでもかれでもやるとかね、そういうようなのを見たらちょっと不安になって、こういう条例をつくったら、おれも名誉市民にしてくれちゅことで、どっとなるんじゃないかということで、ある程度基準を明確にして、そしてそれからでも遅くないと。こんなの先につくるちゅことは、ちょっと早急過ぎたんじゃないかと、委員長も時期尚早であるというふうに一部で意見があったというふうに言われてますけども、そういうことで反対討論いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立17名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第63号由布市水防協議会条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第64号由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 委員長にお尋ねします。委員長の審査結果の報告の中で、賛成意見と反対意見等は述べられておりますが、その辺のまだ意見調整が十分なされていないかと、この文面からは、私伺えます。その辺の状況と提案理由の他市との均衡を図るという提案理由であるが、他市との実態調査等を行ったのか。

また、市内の業者等に対する聞き取り調査を十分行ったのか。また、他市との均衡を図るという理由だけで、市民の理解が、また得られるのか。市民に対してどのような意識調査があるか、その辺のことを行ったのかお尋ねいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。まず、1点目の内容でございます。確かに、いろんな議論がありましたので、こう書かざるを得ません。しかしながら、総体的な意見、またまとめの中では、こういう現状もあればやむなしということでもあります。ただ、それには大変申しわけありませんが、執行部のやっぱりきちっとした今後のそういう方たちの、60歳から65歳までの方の、やはり被害と申しますか、健康増進を含めた部分できちっとした対応を図ってくださいよということ、やっぱりきちっと示しております。

これは、執行部執行権の問題もございまして、その辺のところは書かれないと。しかしながら、きちっとした対応をするということをお互いの理解と執行部との信頼関係の中でやっていか

なけりゃならない。そういうふうには、また私は、この場でお願いもしておきたいと思っています。

それから2点目の部分でございます。他市との均衡を含めて、確かに私も資料を委員として、うちの委員会、全員いただいております。今、県下14市でございます。その中で、はり、きゅう、あんま助成金等々出してるのは、現実的には7市しか、うちを含めて半分しかございません。ほかの大分市、別府市、中津市、日田市、豊後高田市、宇佐市、国東市はございません。ほかの福祉対策をされてると思いますが、その中でも大分市は若干違うような状況で助成をされているようであります。

それから、回数等の問題も含めまして、利用状況やら旧町ごと、また挾間町、庄内町、湯布院町ごと、利用回数、また年齢も含めて手元に資料でございます。

それから、最後に申されましたように、地元業者との聞き取りと、そういうことがしたのかということではありますが、この件につきましてははしておりません。しかしながら、この議案に提案をされました執行部の提案の趣旨を含めて、またそのときに質疑もございました。やっぱり執行部としてきちっとした、これを出すまでの状況を含めて1年間以上かけて議論してくる中で、いろんな状況判断をしてきただろうと、そういうふうには私も思いますし、うちの委員会としてもやっぱりこの件につきましては、説明を受けた後にも、また委員会としてきちっとした議論形成をしておりますので、ぜひその点だけは御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 委員長の苦しいながらの答弁もあるんですけど、なかなかそれでは市民理解が私は得られないと。今までの委員会の議論の中では。大分市、別府市、日田市等がそういうあれがないというような報告を今聞きましたけど、実際には、高齢者福祉対策としてはありませんけど、国保の対象者として年齢制限なしに大分市では年48回、別府市ではやはり48回、日田市においては60回、1,000円相当の補助を受けられる制度があります。

由布市においても、やはり高齢者の70歳以上の方は、やはり保険適用でこういう利用される方も多いと聞きます。そういった詳細にわたる市民の利用状況等が、実態把握がないまま、この案件を採決することには非常に拙速ではないかと私は思うんですが、委員長いかがですか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。そういう審査の過程で、御案内のような心配の意見もございます。確かに、この利用状況を見ますと、非常に町ごとで非常に利用度が違います。それは、私やっぱりPR含めて、PR不足であろう。やっぱり周知の仕方が問題であったらうと。これまでのことを含めて執行部には、きちっとした、やはりそういう皆さんにお知らせする機会をつくりなさいよということも含めてただしてきておりますし、今言われました

ように、他市もそういう状況は、確かに高齢者福祉含めてあるんでありますが、このはり、きゅう、あんま助成事業という中では、調査ではなかったということで、確かに、大分市なんかは、国保保険をきちっと完納した方等々でやっぱりそういう状況にある方はそういう制度があるということは承知してますが、このはり、きゅう、あんまに関してはないという報告をさせていただきました。

我々委員会としても、本当にこの案件が市民の皆さんに影響があるという中で、本当に今議員言われるような、もうちょっと時期を置いて考えていけばいいんじゃないかという意見も出しましたが、今のこの状況をきちっと把握する中で、これから今後、すぐこれが実施というわけでもないですね。もし仮にこういう状況になれば、6カ月間周知期間があると、私思ってますので、新年度予算含めてそういうことも含めて、またこれにかわる対案としてきちっと執行部として皆さんの健康保持、また介護保険予防という点で考えていただくというふうに思ってますので、この審査の中でこういう結果になったわけであります。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 委員長の報告を聞くたびに、やはりこう納得できないんですよ。特に、今回、60歳から65歳に引き上げるということの大きな意味はそこにあると思うんですけど、やはり我々の団塊の世代というか、50歳から70歳ぐらいの方は、だんだん体力的に衰えが感じられるような世代、そうすると精神的にも肉体的にもやはりそういうものが一番必要な世代なんですね。そういう人たちに、この条例改正をすることによって、非常に精神的な不安感を与えると。そういうふうな配慮を全く委員長の答弁には伺い知れない。その辺に関する突っ込んだ議論が本当にされたのかというのが私は聞きたいと思います。

○議長（**渚野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。確かに我が委員会に付託されてまして、我が委員会、7人おりますし、オブザーバーとして議長も来ていただいております。きちっとした議論をして、やはりこの案件の対応をどうするかということをやっぱり慎重審議をして、ここに報告として私は出してますので、決してそのようなことはございません。

この質疑の中、他の議員さんからもいろんなありました。60歳、65歳までは農業するのでも非常に足腰も負担がかかるので、あんま、マッサージはぜひ必要だと。そういうことも私どもも思ってますし、それにつきましては、私が先ほど執行部とうちの議会との限界と申し上げましたのは、私は市長でありませんし、私がそういう、また論じる場合でもないんですが、そういう予算をどうつけて、どういう形でやっぱりやりますよということは、これから執行部がきちっとしたことを報告して、そして私なんか、委員会に約束してるんですから、60歳から65歳まで

は、健康保持、また介護予防で、またあるいは、そういう65歳の定義につきましては、介護予防の方で在宅介護されてる方が非常にもう苦勞しております。そういう面でも、かなり補助していいんじゃないかと、そういう意見も出してますし、それにも執行部はこたえると。そういう状況でありますので、ここに書いておりますのは、そういう状況も含んでおります。示されたということでもありますので、どうぞ、そういうことは信用していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに。11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 今、委員長の答弁の中で少し見えてはきましたけれども、まだちょっとはっきり見えない部分がございます。それは、報告の最後から3行目入っておりますけれども、健康保持、介護予防という視点で、何らかの施策をしていく代替案を検討するという考えが示されたということで、結果、賛成多数だという文脈になっておりますけれども、この代替案を、今ちらっと介護に際しての疲れと疲労というものの解消などがそれに当たるということでございますけれども、この代替案の具体的な内容をもう一度、執行部提示の内容を教えてください。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。これは誤解を受けると悪いと思いますので、私の考えの中では、聞いた中では、やはりそういう方たちがやっぱり健康増進していただいで、しっかり働いていただくのと、やっぱり介護予防のためには、ある温泉館等を使いまして、そこで健康的な、やはり運動も含めてしていただく中で、そういう中で、またそういうはり、きゅう、あんまの方がその中で必要なことがあれば、またそういうことも視野の中にはあるだろう。そういうことも言われておりましたし、在宅介護の方のおむつ等のやはり補助と、全然今はありませんからね。特養とか、介護保険適用されてる方はいいんですが、そういう方はございませんので、そういう点には、ぜひ高齢者福祉、また60歳以上の方の健康増進ということも考えてると。そういう予算は、まだ幾らになるかわかりませんが、そういう話はされておりました。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） また、ちょっと混乱してきたんですけれども、この議案第64号というのは、由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部改正でございますので、決して介護予防が入っているわけでもないと思います。まして、委員長報告に対するただいま同僚議員の質疑に対しましても、きちっと対応するんだというふうに、きちっ、きちっがいっぱい出てきて、代替案の具体性がきちっと表明されない。具体的に説明さ

れないところで賛成多数で可決になってしまうという、この文脈がわからないんですね。なぜ、こういう文脈で継続審査にならなかったのか。そこを教えてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） おっしゃられますけど、私は、やっぱり私なんかの考えの中では、こういうことも代替案として執行部が考えているということを私は言おうとして、これはあくまでも信頼関係でございます。ただ、この会議で発言しておりますので、そのところはきちっと執行部もわかっていると思いますので、この表現にさせていただきました。

○議長（**渕野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） やはり、このきちっとというところが、どうも空手形に、執行部の空手形をうのみにしたような、私、今感じを持ちますけども。（発言する者あり）（「3回目」と呼ぶ者あり）それは、委員長、考えませんでした。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 確かに、市民の方の心配は私もわかります。したがって、先ほどから申し上げましたように、きちっとしたやっぱり対応を執行部してくださいと。あえてこの場でも言わせていただいておりますので、それで信頼をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 委員長にお伺いします。聞けば聞くほどわからなくなってきたんで、一番原点に戻ってお伺いをいたします。なぜ、今この条例改正が必要なのかという理由がわかりません。提案理由は、他市との均衡を図るためということでありましたけれども、どうして他市との均衡を図らなければいけないのかということは、どういうふうに執行部側から説明があったのかが1点目。

それから、今さんざん縷々答弁の中で、きちんとした代替案を執行部に求めているというふうに言われましたけども、代替案が必要ということを執行部も委員会も認識してるんだったら、代替案なんかつくしないで、これそのまま改正しないでおけばいいんじゃないかと思うんですけど、どうして、改正して、この条例を改正して64歳までの人にこのサービスを支給しないことにしたのか。その理由は何だったのか。一番の条例改正の理由は何だったのか、どういうふうに説明があったんでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。議員も、ここにおられる皆さんも承知してるとは思いますが、あのときに、質疑のときに、そういう質疑もございましたし、執行部からも65歳にした理由をきちっと答弁あったと思います。

今、高齢者施策を含めて、健康増進を含めて、そして、いわゆる65歳の定義ですね。そこ辺が、やっぱりいろんな施策をするときに、他市と比べたときにも、やっぱり必要だと。合併のときに、私もそう言われると思いましたが、合併の状況も調査をして、ここに資料を持っています。それぞれ挾間町、庄内町、湯布院町で違いますので、設置したときの条例を、そういう内容も持っていますし、その中ではいろいろそれぞれが苦勞されて取り組まれておる状況もございました。

そういう合併の状況の中で申し上げますと、簡単に申し上げますと、庄内町が70歳、湯布院町が65歳、挾間が、平成2年に今までの65歳から60歳に下げたという状況でございました。それで合併協議の中で、ほんならこれの年齢をどうするかということがございまして、やっぱり最低と申しますか、最高のやはり福祉施策の一環としてしようということの中で、合併時ですよ。そういう過程があったように聞いてますし、個々の昨今の、先ほど数字を申し上げておりませんでしたが、利用者数やら、いろんな回数含めて、端的に出てる部分でございます。21年度でいきますと、やっぱり65歳以上、70歳以上の方が圧倒的に多いわけでありまして、そういうものもやっぱり加味されたのかなあ。そういうふうに思いますし、利用回数ももう12回でございますけれども、現実に五、六回で終わってる方が大多数であります。一部、いろんな方もおりますが、そういう状況も含めて、広くやっぱりそういう方たちに、回数を減してもやっぱり行き渡るような施策も今後必要だということも聞いてますし、そういうことじゃなかろうかなと思っております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 意見を討論で申し上げますけど、私は一番知りたいのは提案の理由なんですよね。その提案理由が他市との均衡を図るためということと、あと議案、最初の議案質疑に、執行部に対する質疑の答弁では、老人という概念が65歳というふうに規定されているもんだから65歳にするんだというのが理由だというふうに言われました。

確かに、この条例を見てみると、老人に対する老人福祉の向上を図ることを目的とするという条例だから、この条例の対象者である老人というのは65歳以上なんだということで、この条例改正が必要だと、そこまではわかるんです。だけれども、それ以上に他市との均衡を図るとか、あるいはこれが由布市独自のサービスとしてやっていることを、どうして他市との均衡を図らなければいけないのか。その条例の文言と定義が違うからそれを改正するためにサービスのほうを変えるんだという理由だったらわかるんですけど、提案理由が他市との均衡を図る、他市との均衡を図ると言っています。今、実際、他市を見てみると、他市は、それぞれ独自の施策を推進していますと。他市との均衡を図らなければいけないというのは、例えば、市民がほかの他市と共通するサービスを受けてるときに不均衡が得られるとか、あるいはほかの市民が由布市でサービスを受けるときに、ほかのところで受けるサービスと由布市のサービスが違うと不均衡があると困

るから均衡図るといふのならわかります。

だけれども、この条例は、由布市に在住している人しか対象にしてないわけですから、それも由布市で在住している人が由布市で受けるサービスについての条例をどうして他市と同じにしなければいけないのかという説明が一番欲しかったんです。そこら辺は、執行部からどのように委員会で説明があったんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。執行部からは、先ほどあなたがおっしゃったような状況の中で、ぜひ今回は、そういう形で変更させていただきます。しかし、きちっとしたそれまでの方含めて福祉、また健康増進、介護予防含めてやりますよと、そういう強い申し出も委員会の中でありましたので、そういう形にしました。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） では、最後にもう一つお伺いします。代替案の中身が具体的に見えてきてないけれども、大分要望は伝えているし、それが執行部側も了承しているということでしたけれども、それは要望の中身としては、60歳から64歳の方があんま、はり、きゅう、マッサージを受けるときに、今までと変わらないようなサービスを受けられる代替案を求めているという理解でいいんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 確かに、それ今まででよければ、それを変えなきゃいいんですが、やっぱりすべての総予算の中でいかにして市民全体に広がるような予算を組むということになれば、これ執行部側もいろんなことを考えて、施策を考えていかなきゃならないと思いますし、いろんなことも、やっぱり判断の中でしていただくと私は思っております。

これ以上、答弁できません。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 同僚議員が言われたんで、私もびっくりしたんですけども、大分、別府や日田が、そんなによくって、何で由布市が急に悪くなるんかちゅうの、私には理解できないんですけどね。委員会では、そこ辺はどういうふうに議論したんですか。回数もべらぼうに多いし、日田市の60回ちゅうのもびっくりしましたけども、余りにもちょっと由布市としては、合併当時、負担は低いほうに、サービスは高いほうにとか言いながら、それを裏切って、連続裏切り続けてきたんですけどね。

委員会で、そこ辺の議論ちゅうのは、もしかしたら全くされなかったんじゃないかと私思うんですけどね。ただ、執行部が提示した資料だけに基づいて早急に判断し過ぎたんじゃないですか。

やっぱり近隣との均衡ちゅう点でいえば、大分市、別府市、あるいは日田、ここはちょっと人口は多いけど、奥の方ですね。そういうところの均衡考えたら、とてもじゃないけど、もっと慎重に審議すべきだったんじゃないですか。そこ辺は、どういうふうに議論されたんでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。他町村のことは、私もわかりません。この私が申し上げてるのは、きちっとした、これ、はり、きゅう、あんまの中の話ですよ、皆さん。そこ辺は考えていただかないと、そういう他市が財政力どうなのかわかりませんし、いろんな福祉政策うちもしてると思いますが、そこ辺まで私はやっぱり踏み入ってできない部分があると思いますし、これ、はり、きゅう、あんまに関しての対比をしたわけでありませう。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 私、はり、きゅう、あんまについて聞いているんですよ。

（「そうですか」と呼ぶ者あり）全然別のこと聞いているんじゃないですよ。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）だから、別府市なんか、国保でも大赤字でねえ。国からいろいろ手が入るぐらいのところですから、そういう点でいえば、由布市だけが特別苦しいわけじゃないんですよ。

だから、そういうことが、他市との均衡と言われながら、全然他市がどういう施策を実施しているということは委員会の中で議論されてないちゅうことが、ちょっと私心配なんですけどね。いま一度。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 議論をしてないと言っていないじゃないですか。してる中で、きちっとしたやっぱり、このはり、きゅう、あんまに、その、表に出てる部分で私は議論して調査をさせていただきました。私が言ってることがわかりませんか。ほんなら、報告、全部、そういう調査資料ありますので、ぜひ、わからない方は私まで資料を見にきてください。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） では、その資料に基づいて、大分、別府、日田はどうしてそれができてるのか。再度、お答えいただきたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） この分は、いただいております。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 反対の立場からの討論をさせていただきます。まず第1点が、60歳から65歳が定年、そして年金受給という微妙なはざまにある年代層でございます。そして、60歳の定年以降、生活費とか、あるいは所得向上を図らざるを得ない方々が数多く肉体労働などに従事する。定年後にですね。肉体労働に従事する方、多々見受けます。そこに、ここのマッサージあり、あんま、はり、きゅうなどの必要性も出てきます。

一方で、そのサービスを提供する方々、生業としてあんま、はり、きゅうなどに携わる方々におきましては、この条例施行に伴って利用者減ということも十分に想定できます。それが収入を低下させるということにもつながり、この間の条例改正案に対する60歳から65歳、この間をいかに段階的にするかということも、先ほど質疑の中で同僚議員が申されましたように、じっくりと説明、そして御理解をいただくということが必要にもかかわらず、早急に利用者の不利益だけでなく、事業者の不利益に関する観点がちょっと落ちてるんじゃないかと。そのあたりの斟酌が足りないような気がいたします。

また、何回も今質疑に出ましたけれども、他市の状況にかんがみるというのであれば、本当は今のもでもいいし、もっとより利用者、あるいは事業者により有利な形で福祉を提供するというパターンが可能なはずであると私は考えます。この施術をするに当たって、助成制度、60歳以上というふうに、このままにしておくことが、由布市の市民に必ず利益を提供するというふうに考えております。

こうした意味からも、現条例を維持する。存続をするということ求めて条例改正には反対させていただきます。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） ほかに討論はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 同じく反対の立場から討論させていただきます。まず、反対の理由の、私にとっての一番の理由は提案理由です。他市との均衡を図るために由布市独自の条例を改正する理由は全くありません。由布市というのは、完全に自立した地方自治体であります。それを国の基準にあわせるから、あるいはほかの市と横並びにするからみたいなことで、由布市が独自に行ってきたサービスを変えなきゃいけないという発想は、私は大反対です。由布市は由布市で、独自のこういうはり、きゅう、あんまに対するサービスを行ってきて、それも、しかも基準よりも手厚いサービスをしてきた。これは由布市が誇るべき独自のサービスではないでしょうか。それをどうしても変えなければいけないほかに理由があれば納得のしようもありますけれども、他市との理由、他市との均衡を図るためという提案理由で出してくるようなことは、今後、一切私は認めたくないと思いますので、そのことがまず第1点です。

それからもう1つは、散々質疑や今の討論の中でも出ておりましたけれども、これをどうしても変えなければいけないということではないと思いますし、私はこれ、賛成と反対が対立しているように見えますけれども、実は議員の気持ちはみんな一緒だと思います。こういうふうな市民サービスを本当は切り捨てたくないというのが我々議会議員の気持ちだと思います。

そこで、委員会でも散々議論がされて、代替案を執行部に求めてくれたり、そういう言質をとるようなことをしてくれた気持ちは非常によくわかります。であれば、我々議員は、そうやってむやみやたらにこういうサービスを切り捨ててほしくないのだということであれば、今どうしても切り捨てなければならないサービスでもないし、これをやることによって、財政が非常に逼迫して由布市がどうしても立ち行かなくなるとか、そういう理由ではない限りではですね、ここでは一たん立ちどまって、代替案が出てくるなり、あるいはほかのやり方が出てくるなり、せめて継続審議にするなりしてほしかったんですけれども、今この時点では、もう一度、この条例改正は皆さんで一遍否決をしておいて、今後の対応を議会としてみんなに求めていくということで、ぜひ勇気を持って、一致団結して、ここは条例改正しないという方向で動いていきたいと思いますので反対いたします。

○議長（**刈野けさ子君**） ほかに討論ありませんか。16番、利光直人君。

○議員（**16番 利光 直人君**） 賛成の立場から討論をさせていただきます。今、小林議員が言われたとおりで、私も当初、この委員会出席まではそういう気持ちで実質おりました。しかし、当委員会に、担当課に副市長がじきじきに出てまいりました。私も、さすがにこれについては、それだけのものがあるのかなという形で、副市長も我々の話に答えられておりましたけども、太田議員、小林議員、溝口議員、いろんな方から、西郡議員、意見もらいましたけれども、第一に、この皆さん、今委員長申されたとおりですけども、手元に資料があるんですけど、21年度の利用状況が、挾間が103万6,000円、湯布院が96万2,000円、特に庄内町が一番農業で体がひどいと思うんですけど8万8,000円しか使っていないんですね。これだけの大きな差がある。トータルで208万6,000円という金額が上がってます。

現実に、18年度の実績が113万1,000円、19年度の実績が126万5,000円ということで、22年度膨れ上がるだろうということで、執行部が218万4,000円を、本年度掲載をしております。そんな関係で、自分も、実はもう63になりまして、これにかかっておりました。当事者です。

けども、これから、先ほど代替案がいろいろな形で出てますけども、先般も議会の前に、途中で話がありましたように、私の知り合いもいろんな施設に高齢者入所してますけども、特に家庭の事情、いろんな方おられまして、在宅介護でおられるおむつ代の分が、こういうのからこう決められた予算の中ですので、小林議員が言われるように何が目的なのかちゅう言われると、やっぱ

り最後は、どこの市町村も皆さん御承知のように、国も県も市町村も、みんなどっこも赤字財政です。何十万でも、そこに助かりゃあというのが、市政の一般的な考え方、その中に私は一人として入りました。限られた予算の中で多くの、八方美人になるか知らんけど、多くのものの施設を充実させようというのが私は執行部のやり方だと、その中で、これは自分のことだけ考えられない。やむを得ないということから賛成に至った次第でございます。

それぞれ小林華弥子議員の言うとおりでありますし、それぞれの我を張れば、こういうものは何も成立しないんじゃないかと思うております。そういう意味で、個人的に考えれば、皆さんの反対者の言うとおりと、私も理解しています。しかし、大局を考えたときに、当委員会としては、本当に皆さん言うように、委員長がこれ、4つの賛成案、4つ反対案を、8つ出しています。そのとおりです。しかし、総合的に考えて委員会は賛成に回ったという形で、苦しい決議でしたけども、何とか皆さんの努力を得まして、副市長と当担当課の意にこたえたいと思いますのでひとつよろしくお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 今の聞いてますますね、これこのまま通したら大変なことになるというふうに思いました。委員会の役割というのは、執行部のおもねることじゃないんですね。やっぱり執行部、特に副市長が来とったら、副市長、こういうやり方があるじゃないかということで、提起をするのが、私は議員の仕事だと思うんですよ。

そういう点でいえば、先ほど委員長、そういうことは調べてないとか言いましたけれども、基本的には、隣接する大分市や別府市、あるいはちょっと遠方の日田市がね、（「もうそれはさっき聞いたけ」と呼ぶ者あり）48枚、60枚というようなことをやってるのではね、とてもじゃないけど、由布市民として肩身が狭い思いますよ。だから、そういう点をやっぱりきちっともって深く議論して、それで代替案なるものが出した暁に、初めて、これを可決するというのを議会はやらないと、私は恥ずかしい思いをしたいと思います。

以上で、原案については反対の立場で討論いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論ありませんか。14番、佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。先ほどから皆さんの御意見を聞きますと、今回年齢を引き上げたということで、これまでの方は切り捨てだというふうな解釈でおられると思います。私は、決してそうじゃないと思うんです。今回、こうした条例を廃止して年齢を引き上げると。

そして、これまで受けられた方については違う施策で行うというような、先ほど委員長の報告にもございましたように、具体案は、私は申し上げませんが、これは今後、受けられなくなった方については、執行部に対して、やはり議会も一丸となって、何とかこうした方にこれまで

どおりの施策をやってもらうというのも私は議会の立場であろうというふうに考えております。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論。13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 委員長の報告に対する質疑の中、また賛成討論をされてる方の意見を聞きましても、明確な改正理由は到底理解できない。旧町時代にこの条例ができたのは、昭和51年に湯布院町で中島富夫さんという方が、行政に働きかけて、これを、そのときにもう既に大分、別府、日田等ありました。それを湯布院町はおくれているということで、この人が熱心な動きをされて、この条例制定をしました。そのときには利用回数が50回までです。それで、挾間町でできたのは平成2年、そのときは24回ですね。その後、年齢制限を5歳引き下げたことにより12回まで落とすと。幅広く利用できるようにしたということであろうかと思えます。

そしてまた、先ほどからいろんな議論の中でも、どういうふうな実態調査をされたのか。庄内町が利用率が低いという言い方をされましたけど、実際には広報活動が非常に不十分で、庄内町における施術業者が1軒しかないというようなことも含めて、庄内、挾間の利用者の方が、実は湯布院町の施術業者にかかっている例が多いということもあります。ですから、この5歳切り捨てることに対する代替案がないわけじゃないというような意見もありますが、そういうことがもっと明確に見えた段階で、この改正案を同時に上程するほうがよかったんじゃないかと思えます。

そういう意見で、そういう判断から、私は議案第64号に反対いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立11名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時37分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

次に、日程第14、議案第65号由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 意味わからんのですけど、早い段階での条例化提案が望ましいというのは、どういうことだったんですか。

○議長（淵野けさ子君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） 非常に、本当わかりづらい内容ですが、審査、審議をする中でありましたが、ここに書いているとおりであります。湯布院町の地域の特性という中で、もう従来使用されてきたわけでありまして、そこの川南地区の皆さん、事業実施と申しますか、整備等はもう終わってたんですが、要は条例の改正で、これに乗せる時期が少しおくれたという説明でありましたので、こういう書き方になりました。

○議長（淵野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 適切な時期というのは、いつごろだったんでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） いろんな契約書等を見れば、ことし4月からですから、そのくらいまでだったんだろうと思ってます。

○議長（淵野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（淵野けさ子君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第66号由布市民運動場条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これには長い間利用実績もありませんちゅうふうに書いてるんですけど、この早い段階での条例改正が望ましかったということは、これには該当しないんでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） お答えします。御質問ありがとうございます。これは、そういうこと書いてません。ただ、議員言われるようなことが、地元地権者、もともと財産区ちゅうか、財産は並柳区の共有地でございます。そういう方たちとのやっぱり協議が今整ったと、そういう時期でありますので、今出したということでございます。（「はい、よくわかりまし

た」と呼ぶ者あり)

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第67号由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第68号由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 委員長にお聞きをいたします。委員長報告の中で、再開するに当たって、豊後木材市場の方に来て、お話を聞かれたということで、施設の保守管理等の再投資は豊後木材市場が行い、市の負担はないということを確認しました。また、宿泊棟と、最も心配される温泉のメンテナンス等の投資も負担すべきものは負担するという返事をいただいたという御報告がありますけれども、その施設に関する再投資を指定管理者が負担するということについては、議案の添付資料の仕様書の11ページ見ますと、これ由布市の指定管理者の場合、大規模な改修については市が負担すると。指定管理者は小規模に限るということが規定されてると思います。この小規模と大規模の金額的なことを話したのか。例えば幾らぐらいまでだったら指定管理者が受けるみたいな話があったのかどうかということは確認されたでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） お呼びしたときに、委員長報告にもありますように、休業施設を再開して運営するまでに、かなりのそういう費用はかかると。既にもう前年度の決算でもありますように、いろんな施設の改修等の費用は、既にもう決算でもありますように市側が行っておりますので、そういう大きな費用に対する投資は当分の間考える必要はないというような担当課等の説明の中で、どちらかという、運営費用等赤字になることを覚悟で3年から5年かけて黒字体質に持っていければいいかなあというような決意を持ってるといふような話を伺いました。

そういうことなので、その間の苦しいから市に運営資金等の負担を少しお願いできないかとかいような質問を委員から出ましたので、そういうことは一切考えておりませんということでありました。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） わかりました。あと、ちょっと杞憂一考え過ぎればいいんですけども、もしその指定管理者が投資した額の大小にかかわらず、投資した際に、昔国民宿舎の設備改修を指定管理者が投資してやったときに、それについて財産権を指定管理者が、財産として計上したというのが問題になったと思います。

そういうことについて、今回、その指定管理者のほうに投資した分についての財産権みたいなことは、どうなるかというような話までは確認できているのでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） この指定管理者が、自分とこの決算書に償却資産の計上をしたということが、財産権の権利のもとになるということであると思うんですが、そのことについては、担当課とそういうことの案件については、やはりその都度協議しながらやっていってもらいたいと。余りにも休業施設を再開するに当たって、適当な業者があらわれてなくて、春の女団連の議員との懇談会の中にも、この陣屋の村が長らく休業してることにについて挾間の町民の方が寂しいというような意見を聞きました。

そういう中で、今回、こういう手を上げていただいた業者が体力もあり、そういう点についても、十分協議に乗って運営管理をできるのではないかというような結論に達した次第であります。以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第69号市道路線の認定（灰塚線）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第70号平成22年度一般会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第71号平成22年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第72号由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第73号平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第74号由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第75号平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第76号由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第77号平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第

2号)を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧野けさ子君) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧野けさ子君) 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(瀧野けさ子君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第78号平成22年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 委員長にお尋ねいたします。委員長報告の中で、この件に関しては賛成多数で原案可決すべきものと決定しましたと報告されました。少数の反対者の意見というのはどうものであったのか教えていただきたいと思います。

○議長(瀧野けさ子君) 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(太田 正美君) 今回、上程されております用地買収の件につきまして現地調査を行ったときに、給水区域の拡大とか、委員長の意見の中にも盛り込みましたが、その辺で若干、そういう費用効果が乏しいのではないかというような御意見を伺いました。そのことも含めまして、委員長報告の中に配水池の設置場所についてももう少し検討をする余地があるのではないかという意見を付しました。

以上です。(「はい、よくわかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(瀧野けさ子君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧野けさ子君) これで質疑を終わります。

討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 議案第78号水道事業会計補正予算(第1号)について反対の討論をいたします。

もうこれは一般質問の中でも明らかに言いましたけれども、やはり赤字予算を組むということ自体が、こういう事業会計では認められないことなんで、それをあえて平気でやるというところに、やっぱり委員会としてはきちっと議論して何らかの担保ちゅうか——をつけてほしかったと思います。

既に、副市長のほうからそこら辺の答弁ありましたけれども、本来、委員会としても、そういう念押しが必要だったんじゃないかというふうに私は思います。二度とこういうことをやってほしくないということを思いも込めて反対討論といたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第79号由布市消防手数料条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第1. 発議第12号

追加日程第2. 発議第13号

追加日程第3. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（**渕野けさ子君**） お諮りします。議員発議として、発議第12号、発議第13号及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。

ついては、この提出案件3件を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、以上の3件は追加日程第1から第3として議題とすることに決定いたしました。

まず追加日程第1、発議第12号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。21番、佐藤人已君。

○議員（21番 佐藤 人已君） 発議第12号大分県立美術館の由布市への誘致に関する決議。

上記の決議を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成22年9月28日、由布市議会議長渕野けさ子殿。提出者、由布市議会議員佐藤人已、以下、賛成者20名です。

提案理由、大分県立美術館を由布市に誘致するため。

裏面をごらんください。大分県立美術館の由布市への誘致に関する決議。由布市は、文化の香る潤いと安らぎのあるまちづくりを、議会と市民と行政が一体となって進めているところであります。このまちづくりをさらに推進するためには、由布市の芸術・文化の拠点となる施設が必要であると認識のもと、今後の方向性について検討しているところであります。

このような中、大分県において新しい美術館建設構想があり、大分県美術館構想検討委員会が設置され、美術館建設のさまざまな議論が行われていることが報道されております。由布市は大分県のほぼ中央部に位置し、県内一円から訪れる地理的条件に恵まれており、由布市に大分県立美術館を誘致することが、出会いと交流の拠点施設として本市のまちづくりがさらににぎわいと輝きを増し、地域の振興に寄与することが期待できます。

このことは、由布市の発展はもとより、豊の国大分がさらに光り輝く大分県として県民の誇りと自慢となる大分県立美術館になるものと確信しております。よって、本市議会は、大分県立美術館の由布市への誘致に向け強く取り組むことを決議する。

以上でございます。皆様方の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（渕野けさ子君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渕野けさ子君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第1発議第12号大分県立美術館の由布市への誘致に関する決議を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渕野けさ子君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより発議第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第13号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。9番、佐藤郁夫君。

○議員（**9番 佐藤 郁夫君**） お疲れです。先ほどは、この請願を皆さん、本当に採択していただきましてありがとうございます。お礼を申し上げます。

それでは、発議第13号子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期予防接種・無料化を求める意見書。

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成22年9月28日、由布市議会議長渕野けさ子殿。提出者は私であります。賛成者は、由布市議会議員利光直人、同じく佐藤正、同じく長谷川建策、同じく甲斐裕一、同じく廣末英徳、同じく鷲野弘一。

提案理由であります。子どもたちの命を守るためワクチンの定期予防接種、無料化を求めるため。

裏面をお開きください。もう裏面につきましては、御一読をしていただきますが、記として、1として、細菌性髄膜炎、子宮頸がん、水痘、おたふくから子どもたちを守るためにヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチンの定期予防接種・無料化を早期に実現することということで、衆議院議長から厚生労働大臣までお願いするわけであります。どうぞ、皆様の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（**渕野けさ子君**） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第2、発議第13号子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期予防接種・無料化を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより発議第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第104条の規定によりお手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長、閉会あいさつ。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 平成22年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、9月8日から本日までの21日間にわたり、多数の重要案件につきまして、本会議並びに各常任委員会において、終始、御精励を賜り、それぞれ慎重なる御審議を尽くされましたことに対して、心から敬意を表する次第でございます。

また、提案をいたしました案件のすべてをお認めいただきましたことにつきまして厚くお礼を申し上げます。可決をいただきました補正予算等につきましては、計画的な執行をさせていただき、さらなる市民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

今後、なお厳しい時代が続くものと思われませんが、私はこれからも市民の皆さんの笑顔がさらに輝きますように、そして由布市がさらに発展いたしますよう地域の活動をしっかりと支えながら、皆様方とともに「住みよさ日本一のまちづくり」の道を一步一步進んでまいりたいと考えております。どうか、引き続きまして議員皆様の御理解とお力沿えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、先ほど、決議されました大分県美術館の誘致でございますが、私といたしましても、この決議を重く受けとめ、議員の皆様、市民と手を携え、積極的に誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

さて、うだるような猛暑でありました夏も遠くになりまして、朝夕は肌寒さを感じるようになってまいりました。昨年、日本じゅうを震撼させました新型インフルエンザでございますが、こゝしもこの見えざる脅威を警戒しなければならない季節がやってまいります。インフルエンザ対策につきましては、市民の安心・安全を守るためにも、速やかに所要の措置をとってまいりたいと考えておりますので、有事の際に、臨時議会の開会や専決処分を含めまして、相当の措置が必要とされる場合におきましては、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、議員皆様におかれましては、お体を御自愛いただき、市民の幸せと由布市発展のためにさらなる活躍をいただきますよう御祈念いたしますとともに、現在病と闘っておられます小野二三人議員の早期の回復をお祈り申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

○議長（渕野けさ子君） 閉会に当たり、一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、9月8日から本日28日までの長期にわたり、慎重なる御審議をいただき深く感謝申し上げます。また、執行部各位におかれましても終始丁寧な議会対応をいただき感謝申し上げます。

このような中、本定例会では決算認定に伴う審査意見書でさまざまな指摘があり、特に住宅使用料や保育料の収納関係で、大変憂慮すべき事態と指摘されていることから、執行部におかれましては、公平性を欠くことのないよう徴収体制の抜本的な見直し等、早期の対応をお願いいたします。

来月1日には、早いもので由布市として6年目に入ります。執行部及び議会ともに市民の期待にこたえるべく、新たな緊張感を持って市のまちづくりに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

さて、ことしは大変暑い夏でございましたが、暑さ寒さも彼岸までと言いますように、彼岸を過ぎたあたりから、ようやく秋らしくなってきました。湯布院地域では稲刈りも終盤を迎え、庄内・挾間地域では今から始まろうとしている昨今のごようでございます。

議員各位には、今後も何かと御多忙の日々が続くかと思われませんが、健康には十分御留意の上、議員活動にお励みいただきますようお願い申し上げ、今議会の閉会に当たり、お礼のあいさつといたします。大変にありがとうございました。

最後になりますが、現在、小野二三人議員は懸命に病気と闘っておられます。一日も早い御回復を心からお願い申し上げます。

では、これにて平成22年度第3回由布市議会定例会を閉会いたします。大変に御苦労さまでございました。

午後2時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員